

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部人事課】 8
- 北九州市特別会計条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】 9
- 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】 10
- 北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局総務部総務課】 12
- 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部保険年金課】 13
- 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】 14
- 北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】 16
- 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部保育課】 17
- 北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例【産業経済局農林水産部農林課】 18
- 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築都市局計画部都市計画課】 19
- 北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例【建築都市局まちづくり推進部区画整理課】 25
- 北九州市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局予防部指導課】 26
- 北九州市学校応援基金条例【教育委員会事務局総務部企画調整課】 27
- 北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例【市議会事務局総務課】 28

◇ 規 則

- 北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局総務部総務課】 29
- 北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則の一部を改正する規則【産業経済局農林水産部農林課】 30

◇ 告 示

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 31

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】 32

◇ 交 通 局

- 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 33

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨【行政委員会事務局選挙課】 40
- 北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨【行政委員会事務局選挙課】 44
- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】 47

◇ 雑 報

- 北九州市営住宅の一部の管理代行【北九州市住宅供給公社事務局総務課】 49

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

学校教育法の一部改正に伴い、条例において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市特別会計条例の一部を改正する条例

市立病院機構病院事業債管理特別会計を新設することにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

建築基準法の一部改正に伴い、既存建築物の用途の変更に関する制限の緩和に係る認定及び許可の申請に対する審査に係る手数料を次のとおり新設することにしました。

手数料を徴収する事務		手数料の金額
建築基準法第87条の2第1項又は同条第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査		1件につき27,000円
建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途変更に係る使用の許可の申請に対する審査	使用する期間が1月以内の場合	1件につき60,000円
	使用する期間が1月を超える場合	1件につき120,000円
建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途変更に係る使用の許可の申請に対する審査		1件につき160,000円

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 災害援護資金の貸付利率について、保証人を立てる場合は年零パーセント、保証人を立てない場合は年1パーセントとすることにしました。
- 2 災害援護資金の償還方法について、月賦償還を加えることにしました。
この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 保険料の基礎賦課限度額を、58万円から61万円に改めることにしました。
- 2 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を5割減額する所得基準について、被保険者数等に乗ずる金額を、27万5,000円から28万円に改めることにしました。
- 3 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を2割減額する所得基準について、被保険者数等に乗ずる金額を、50万円から51万円に改めることにしました。
- 4 被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者に対して行っている保険料の減免措置のうち被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係るものについては、減免する期間を資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限ることにしました。
この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 母子生活支援施設に置く母子支援員、児童厚生施設に置く児童の遊びを指導する者及び児童養護施設に置く児童指導員の資格に専門職大学の前期課程を修了した者を加えることにしました。
- 2 児童養護施設に置く児童指導員の資格に幼稚園の教諭に係る免許状を有する者を加えることにしました。
この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格に専門職大学の前期課程を修了した者を加えるため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立穴生保育所を廃止することにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例

- 1 題名を「北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例」に改めることにしました。
- 2 土地改良法の一部改正に伴い、条例において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、1については平成31年3月26日から、2については平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

次の区域を条例を適用する区域に追加することにしました。

- (1) 蟹住団地地区整備計画区域
- (2) 東田東部地区地区整備計画区域

この条例は、平成31年3月26日から施行することにしました。

◇北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行 規程の一部を改正する条例

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の事務所を次のとおり移転することにしました。

改正前	改正後
北九州市八幡西区大浦二丁目13番7号	北九州市小倉北区域内1番1号北九州市建築都市局内

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

工業標準化法の一部改正に伴い、条例において引用する同法の規格の名称を改めることにしました。

この条例は、平成31年7月1日から施行することにしました。

◇北九州市学校応援基金条例

北九州市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における、幼児、児童及び生徒の学力及び体力の向上並びに豊かな心の育成、教員の資質の向上等の課題の解決に向けた取組を応援する事業に要する費用に充てるため、北九州市学校応援基金を設置することにしました。

条例では、基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理等について定めています。

この条例は、平成31年3月26日から施行することにしました。

◇北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

何人も、政務活動費に係る収支報告書等の閲覧を請求することができるようにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に伴い、保証人を立てる場合にのみ災害援護資金借入申込書に保証人関係事項を記載することとする等、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成31年3月26日から施行することにしました。

北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第3号

北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条
例

北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成21年北九州市条例第6
号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」
に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第4号

北九州市特別会計条例の一部を改正する条例

北九州市特別会計条例（昭和39年北九州市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

- (21) 市立病院機構病院事業債管理特別会計 市立病院機構病院事業債
管理事業
付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第5号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第75号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第84号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表中「

(105) の2	建築基準法第 86条の8第 1項又は第3 項の規定に基 づく既存の一 の建築物に関 する特例の認 定の申請に対 する審査		1件につき27,0 00円	
-------------	--	--	------------------	--

を

(105) の2	建築基準法第 86条の8第 1項又は第3 項の規定に基 づく既存の一 の建築物に関 する特例の認 定の申請に対 する審査		1件につき27,0 00円	
(105) の3	建築基準法第 87条の2第 1項又は同条 第2項におい		1件につき27,0 00円	

	て準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査				
(105)の4	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途変更に係る使用の許可の申請に対する審査	使用する期間が1月以内の場合	1件につき60,000円		
		使用する期間が1月を超える場合	1件につき120,000円		
(105)の5	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途変更に係る使用の許可の申請に対する審査		1件につき160,000円		

に

」

改め、同表第109号、第110号、第112号、第113号及び第117号から第119号までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第6号

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年北九州市条例第13号）の一部を次のように改正する。

本則及び別表中「行つた」を「行った」に、「従そしやくわなかつた」を「従そしやくわなかつた」に、「治つた」を「治った」に、「咀そしやく嚼」を「咀そしやく嚼」に、「失つた」を「失った」に改める。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とする。

3 災害援護資金の据置期間経過後の利率は、延滞の場合を除き次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利率とする。

（1） 保証人を立てる場合 年零パーセント

（2） 保証人を立てない場合 年1パーセント

4 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「半年賦償還」の次に「又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第7号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第13条中「58万円」を「61万円」に改める。

第20条第1項中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第2項中「50万円」を「51万円」に改める。

付則第18項の見出し中「以後の」を「から平成30年度までにおける」に改め、同項中「当分の間、」を削り、「以後の」を「から平成30年度までにおける」に改める。

付則に次の1項を加える。

（平成31年度以後の保険料の減免の特例）

19 当分の間、平成31年度以後の保険料（所得割額に限る。）の減免に係る第25条第2号の規定の適用については、同号中「該当する場合（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する場合」とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第13条及び第20条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第8号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

第22条第4号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

第23条第2項中「第25条」を「第26条」に改める。

第29条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改め、同条第4項中「いう。」の次に「第55条第2項第6号エ及び第61条第7号を除き、」を加え、「の学部」を「（同法第108条第2項に規定する大学を除く。第38条第3項、第59条第4項並びに第61条第4号及び第5号において同じ。）」に改める。

第38条第3項中「の学部」を削る。

第40条第1号中「地方厚生局長（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第18条に規定する地方厚生局長の長をいう。）又は地方厚生支局長（同法第19条に規定する地方厚生支局長の長をいう。）（以下「地方厚生局長等」という。）が」を「都道府県知事の」に改め、「卒業した者」の次に「（専門職大学（学校教育法第83条の2第1項に規定する専門職大学をいう。以下同じ。）の前期課程を修了した者を含む。第55条第2項第1号及び第61条第1号において同じ。）」を加える。

第55条第2項第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する」に改め、「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「となる資格」を「に係る免許状」に改め、同項第6号ア中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第59条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改め、同条第4項中「の学部」を削る。

第61条第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条第4号及び第5号中「の学部」を削り、同条第9号中「学校教育法の規定により」

を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に改め、「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「となる資格」を「に係る免許状」に改める。

第69条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条、第22条第4号、第23条第2項及び第29条第2項の改正規定、同条第4項の改正規定（「いう。」の次に「第55条第2項第6号エ及び第61条第7号を除き、」を加える部分に限る。）、第40条第1号の改正規定（「地方厚生局長（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第18条に規定する地方厚生局長をいう。）又は地方厚生支局長（同法第19条に規定する地方厚生支局長をいう。）（以下「地方厚生局長等」という。）が」を「都道府県知事の」に改める部分に限る。）、第55条第2項第1号の改正規定、同項第5号の改正規定（「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える部分に限る。）、第59条第2項及び第61条第1号の改正規定、同条第9号の改正規定（「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える部分に限る。）並びに第69条第2項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

- 2 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表の第12条の項中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第9号

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第9条第4号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

第11条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第9条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第10号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の保育所の項中

「

〃 穴生 〃	〃 八幡西区鷹の 巣一丁目3番21号
〃 折尾 〃	〃 〃 北鷹 見町12番24号

を

」

「

〃 折尾 〃	〃 八幡西区北鷹 見町12番24号
-----------	----------------------

に

」

改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第11号

北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例
の一部を改正する条例

北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例（平成30年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に
関する条例

第1条中「第36条の2第1項」を「第36条の3第1項」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、題名の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第12号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

青葉台サイエンスパーク地区整備計画区域	北九州広域都市計画青葉台サイエンスパーク地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
---------------------	---	---

」

「

青葉台サイエンスパーク地区整備計画区域	北九州広域都市計画青葉台サイエンスパーク地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に、
蟹住団地地区整備計画区域	北九州広域都市計画蟹住団地地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	

」

「

東田中央地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画東田中央地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
----------------	--	---

」

「

東田中央地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画東田中央地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	--

」

東田東部地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画東田東部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	--

に

改める。

別表第2中

研究開発・生活関連施設地区	次に掲げる建築物以外のもの（緩衝地帯（地区施設の緑地に接し、おおむね20メートルの幅を持った帯状の地帯をいう。以下この項において同じ。）内の建築物（緩衝地帯の内外にわたるものを含む。）にあつては、第4号、第5号又は第7号に掲げるもの以外のものに限る。） (1) 学校 (2) 研修所又は研究所 (3) 事務所又は工場（研究又は開発を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のもの (4) 体育館、水泳場その他これらに類するもので市内にある事業所の従業員の福利厚生用に供するもの (5) 共同住宅又は寄宿舎で市内にある事業所の従業員の居住の用に供するもの (6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の2又は第130条の5の3に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に付属するもの	10分の12		10分の5	500平方メートル（ア欄第4号、第5号又は第7号に掲げる建築物の敷地を除く。）	外壁等の面から道路境界線までの距離 外壁等の面から隣地境界線までの距離	2.0メートル 1.0メートル		15メートル（緩衝地帯内の建築物に限る。）		
---------------	---	--------	--	-------	---	--	--------------------	--	-----------------------	--	--

を

研究開発・生活関連施設地区	次に掲げる建築物以外のもの（緩衝地帯（地区施設の緑地に接し、おおむね20メートルの幅を持った帯状の地帯をいう。以下この項において同じ。）内の建築物（緩衝地帯の内外にわたるものを含む。）にあつては、第	10分の12		10分の5	500平方メートル（ア欄第4号、第5号又は第7号に掲げ	外壁等の面から道路境界線までの距離 外壁等の面から隣地境界線までの距離	2.0メートル 1.0メートル		15メートル（緩衝地帯内の建築物に限る。）		
---------------	---	--------	--	-------	-----------------------------	--	--------------------	--	-----------------------	--	--

		4号、第5号又は第7号に掲げるもの以外のものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校 (2) 研修所又は研究所 (3) 事務所又は工場 (研究又は開発を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のもの (4) 体育館、水泳場その他これらに類するもので市内にある事業所の従業員の福利厚生に供するもの (5) 共同住宅又は寄宿舎で市内にある事業所の従業員の居住の用に供するもの (6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の2又は第130条の5の3に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に付属するもの 				る建築物の敷地を除く。)						
簗住団地地区整備計画区域	低層戸建住宅A地区	法別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外のもの	10分の15		10分の6	190平方メートル(集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。)				建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下とする。 (1) 10メートル (2) 当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの (3)		

に、

									当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの	
低層戸建住宅B地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅(住戸の数が3以上の長屋を除く。次号において同じ。) (2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3各号に掲げる用途のいずれかを兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。) (3) 集会所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (5) 前各号の建築物に付属するもの(令第130条の5各号に掲げるものを除く。)	10分の6	10分の4	230平方メートル(集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。)	外壁等の面から道路境界線までの距離	2.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 自動車車庫で床面積が50平方メートル以内であるもの (3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	10メートル		
中層共同住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅 (2) 集会所 (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (4) 前3号の建築物に付属するもの(令第130条の5各号に掲げるものを除く。)	10分の6	10分の4					10メートル		

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第13号

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程（平成13年北九州市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条中「の所在地」を削り、「八幡西区大浦二丁目13番7号とする」を「小倉北区城内1番1号北九州市建築都市局内に置く」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第14号

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

北九州市火災予防条例（昭和48年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

付 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

北九州市学校応援基金条例をここに公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第15号

北九州市学校応援基金条例

(設置)

第1条 北九州市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における、幼児、児童及び生徒の学力及び体力の向上並びに豊かな心の育成、教員の資質の向上等の課題の解決に向けた取組を応援する事業に要する費用に充てるため、北九州市学校応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、寄付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、第1条の事業の経費に充てるものとする。

2 前項の規定により経費に充て、なお剰余金があるときは、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第16号

北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年北九州市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項各号列記以外の部分中「次に掲げるものは」を「何人も」に改め、同項各号を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条第2項の規定は、この条例の施行の日前に交付された政務活動費に係る北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例第6条第2項に規定する収支報告書等についても適用する。

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第14号

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年北九州市規則第42号）の一部を次のように改正する。

本則中「行つた」を「行った」に、「なつた」を「なった」に、「かかつた」を「かかった」に、「あつて」を「あって」に、「代つて」を「代わって」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「借入申込書」を「この条及び次条第1項において「借入申込書」に改め、同項第4号中「となるべき者」を「を立てる場合にあっては、保証人」に改める。

第8条中「すみやかに、保証人の記名押印した災害援護資金借用書（」を「速やかに、災害援護資金借用書（保証人を立てる場合にあっては、当該保証人の記名押印がされたもの。」に改め、「及び保証人」を削り、「印鑑証明書」の次に「（保証人を立てる場合にあっては、貸付決定者及び保証人の印鑑証明書）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第1項第4号及び第8条の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第15号

北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則（平成30年北九州市規則第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例施行規則

第1条中「北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例」を「北九州市が施行する土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 93 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 31 年 3 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
783	高野 1 号線	前	北九州市小倉南区高野一丁目 1098 番 1 地先から 北九州市小倉南区高野二丁目 1096 番 2 地先まで	7.1 ～ 8.2	33.3
		後	北九州市小倉南区高野一丁目 1098 番 1 から 北九州市小倉南区高野二丁目 1096 番 2 地先まで	9.5 ～ 12.7	33.3

北九州市公告第 1 7 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
家庭ごみ及び資源化物収集用指定袋 9 8 0 万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 3 1 年 3 月 7 日
- 4 落札者の名称及び住所
プラテック株式会社
福岡市博多区金の隈三丁目 6 番 2 2 号
- 5 落札金額
4, 1 7 9 万 6 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 3 1 年 2 月 6 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市交通局管理規程第 2 号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日

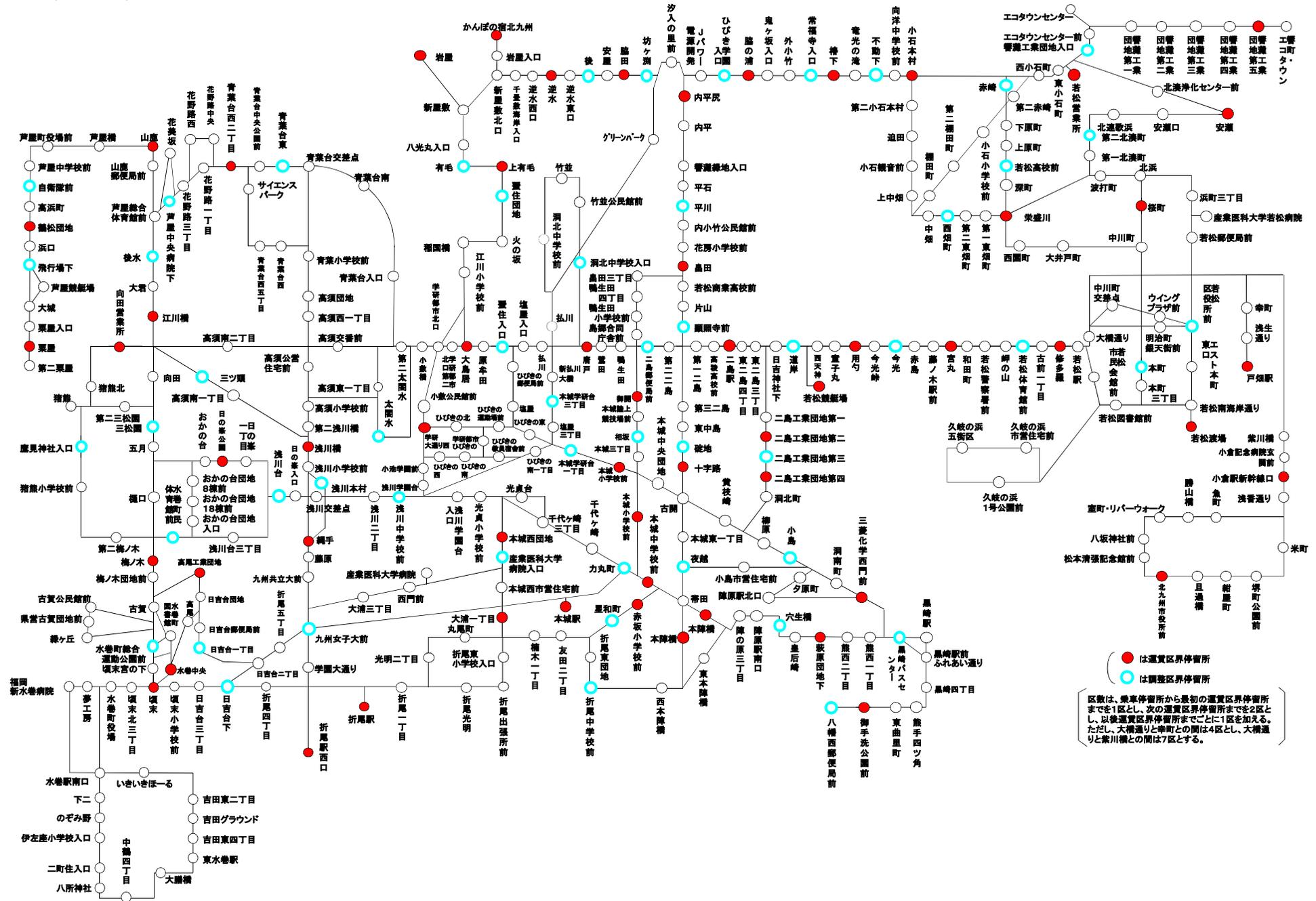
北九州市交通局長 吉 田 茂 人

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

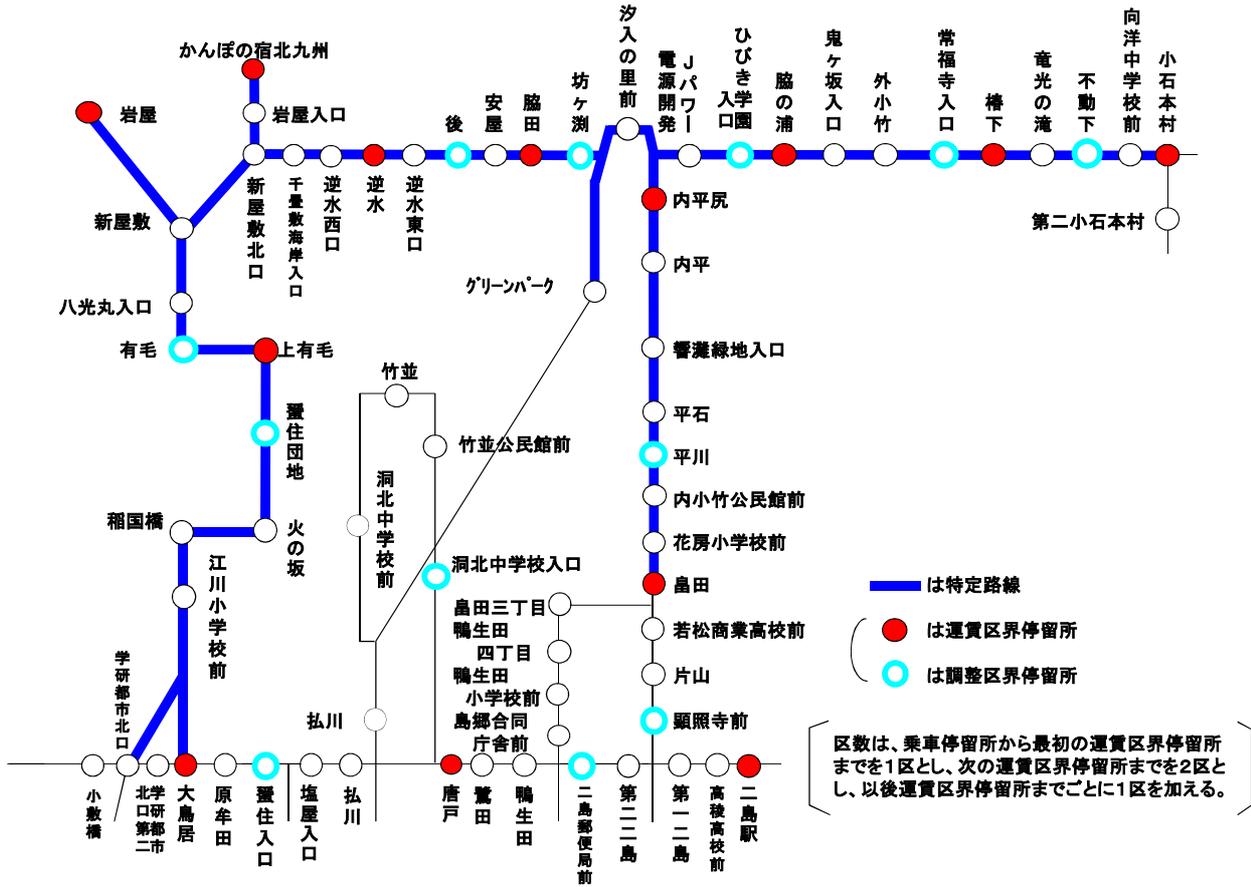
北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和 3 9 年北九州市交通局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 1 の 2 を次のように改める。

別表第1 (第1条関係)

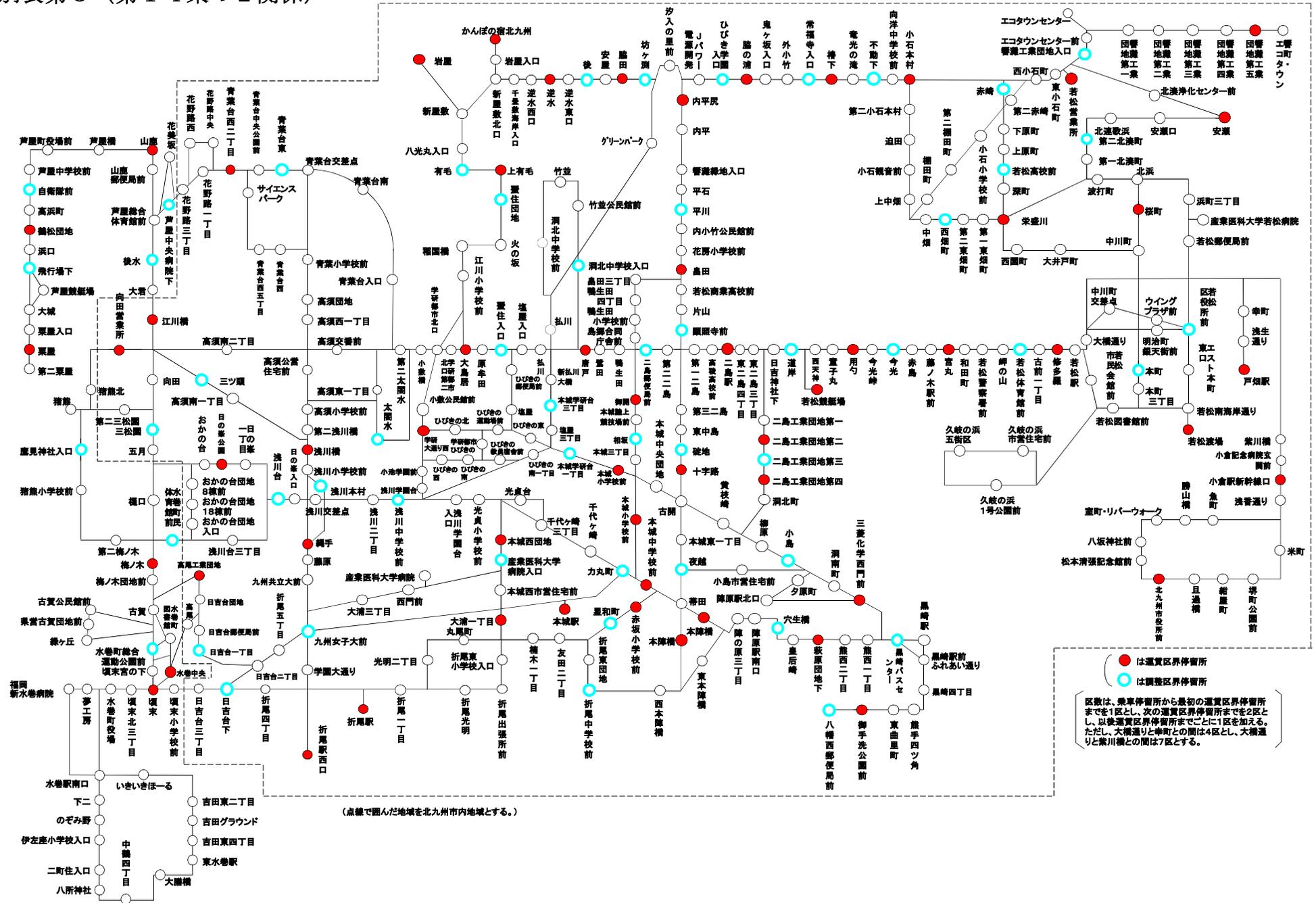


別表第1の2 (第3条の3関係)

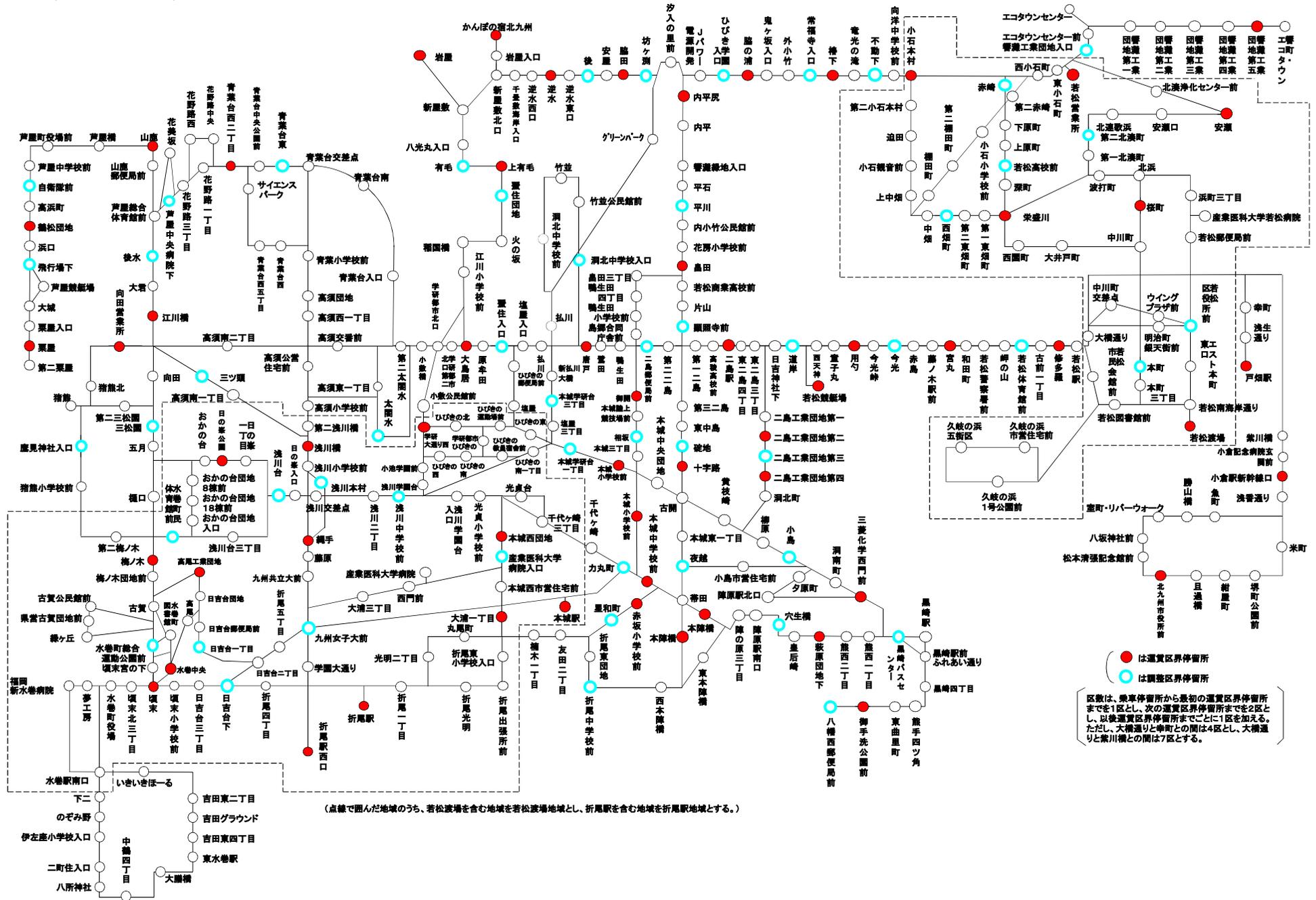


別表第 3 及び別表第 3 の 2 を次のように改める。

別表第3 (第14条の2関係)



別表第3の2 (第14条の3関係)



付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前にこの規程による改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（以下「旧規程」という。）の規定により発売された定期乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、この規程による改正後の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の規定により発売されたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行前に旧規程の規定により発売された乗車券の取扱いに関しては、別に管理者が定める。

北九州市選挙管理委員会告示第27号

平成31年1月27日執行の北九州市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、別紙のとおりである。

平成31年3月26日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成31年1月27日執行 北九州市長選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 20,108,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	永田 浩一	所属党派	無所属	期間	平成30年12月2日 から 平成31年1月27日 まで	第1回分
出納責任者氏名	原田 祥昌					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費		0 円
波田 千賀子	無職	50,000 円		家屋費		
安部 千春	弁護士	60,000		選挙事務所費		270,365
田邊 匡彦	弁護士	60,000		集合会場費		0
横光 幸雄	弁護士	60,000		通信費		0
尾崎 英弥	弁護士	30,000		交通費		17,985
平山 博久	弁護士	60,000		印刷費		1,342,840
東 敦子	弁護士	60,000		広告費		325,117
溝口 史子	弁護士	50,000		文具費		322
朝隈 朱絵	弁護士	50,000		食糧費		7,446
高木 健康	弁護士	30,000		休泊費		0
前田 憲徳	弁護士	50,000		雑費		0
迫田 学	弁護士	50,000				
上地 和久	弁護士	50,000				
天久 泰	弁護士	50,000				
荒牧 啓一	弁護士	50,000				
縄田 浩孝	弁護士	50,000				
蓼沼 一郎	弁護士	10,000				
配川 寿好	弁護士	20,000				
吉武 みゆき	弁護士	50,000				
田箆 克博	弁護士	50,000				
池上 遊	弁護士	50,000				
今里 晋也	弁護士	50,000				
薄 美波	弁護士	50,000				
上野 直生	弁護士	50,000				
石井 衆介	弁護士	50,000				
竹内 佑記	弁護士	50,000				
藤本 智恵	弁護士	50,000				
村上 陽三	大学教員	10,000				
久田 祐史	無職	10,000				
西垣 敏	無職	10,000				
前野 宗俊	弁護士	50,000				
松井 岩美	医師	30,000				
藤澤 正明	無職	10,000				
高木 健康	弁護士	30,000				
有馬 和子	無職	10,000				
畑野 孝之	無職	10,000				
日野 修造	無職	10,000				
その他の寄附	0件	0				

その他の収入	0		
今回計	1,470,000	今回計	1,964,075
前回計	0	前回計	0
総計	1,470,000	総計	1,964,075
支出のうち公費負担相当額	項目		金額
	ビラの作成		357,000 円
	ポスターの作成		707,200 円
報告書受理年月日	平成31年2月8日		第1回報告分

候補者氏名	北橋 健治	所属党派	無所属	期間	平成30年12月27日 から 平成31年2月6日 まで	第1回分
出納責任者氏名	松尾 繁司					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	1,980,000 円	
北橋健治後援会		1,000,000 円		家屋費		
				選挙事務所費	834,146	
				集会会場費	548,684	
				通信費	0	
				交通費	510	
				印刷費	1,343,024	
				広告費	748,980	
				文具費	17,833	
				食糧費	113,682	
				休泊費	0	
				雑費	206,563	
その他の寄附	0件	0				
その他の収入		3,800,000				
今回計		4,800,000		今回計	5,793,422	
前回計		0		前回計	0	
総計		4,800,000		総計	5,793,422	
支出のうち公費負担相当額	項目		金額			
	ビラの作成		476,000 円			
	ポスターの作成		609,984 円			
報告書受理年月日	平成31年2月7日		第1回報告分			

候補者氏名	秋武 正道	所属党派	無所属	期間	平成30年11月10日 から 平成31年2月5日 まで	第1回分
出納責任者氏名	秋武 正道					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	635,000 円	
柳田 くにひこ	自営業	50,000 円		家屋費		
壱岐尾 恵美	自営業	50,000		選挙事務所費	207,192	
西田 耕一	自営業	50,000		集会会場費	0	
木村 公憲	自営業	500,000		通信費	3,884	
小野 ゆうこ	自営業	100,000		交通費	55,450	
山田 恵子	無職	10,000		印刷費	1,085,940	
				広告費	226,580	

秋武正道後援会		42,000	文具費	5,184
川浪 貞治	自営業	1,000,000	食糧費	438
大野 憲治	自営業	10,000	休泊費	0
木村 公憲	自営業	1,000,000	雑費	15,706
小倉 久秀	自営業	10,000		
中野 新司	自営業	50,000		
河野 一博	無職	15,000		
河野 としえ	無職	15,000		
諸井 智彰	会社員	10,000		
福原 智子	無職	10,000		
小泉 憲代	無職	70,000		
松尾 裕子	無職	20,000		
小室 則子	無職	80,000		
光井 智加	店員	100,000		
永末 久美子	自営業	50,000		
森川 和枝	自営業	40,000		
西中 あかね	司会業	30,000		
前山 真理子	無職	45,000		
福田 千鶴	講師	15,000		
松尾 潤二	会社員	15,000		
梶谷 登	自営業	30,000		
潮 洋一	無職	140,000		
秋武正道後援会		30,000		
その他の寄附	2件	10,000		
その他の収入		85,000		
今 回 計		3,682,000	今 回 計	2,235,374
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		3,682,000	総 計	2,235,374
支出のうち公費負担相当額	項 目		金 額	
	ビラの作成		0 円	
	ポスターの作成		1,085,940 円	
報告書受理年月日	平成31年2月5日		第1回報告分	

北九州市選挙管理委員会告示第28号

平成31年1月27日執行の北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）
における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、別紙のとおりである
。

平成31年3月26日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日 高 義 隆

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成31年1月27日執行 北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

（法定選挙運動費用額） 5,766,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	宇土 浩一郎	所属党派	日本共産党	期間	平成31年1月10日 から 平成31年2月1日 まで	第1回分
出納責任者氏名	橋本 知子					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	540,000 円	
日本共産党門司小倉地区委員会		177,280 円		家屋費		
日本共産党門司小倉地区委員会		54,000		選挙事務所費	54,000	
野中 政一	無職	90,000		集合会場費	0	
阿久津 満	無職	90,000		通信費	0	
安藤 行彦	無職	90,000		交通費	1,930	
津元 啓子	無職	90,000		印刷費	324,000	
山形 玲子	無職	90,000		広告費	70,000	
林 真由美	無職	90,000		文具費	0	
その他の寄附	0件	0		食糧費	0	
その他の収入		0		休泊費	0	
今回計		771,280		雑費	2,950	
前回計		0		今回計	992,880	
総計		771,280		前回計	0	
支出のうち公費負担相当額				項目	金額	
				ポスターの作成	324,000 円	
報告書受理年月日				平成31年2月8日	第1回報告分	

候補者氏名	齋藤 法子	所属党派	無所属	期間	平成30年12月12日 から 平成31年2月7日 まで	第1回分
出納責任者氏名	齋藤 法子					
収入				支		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	0 円	
		0 円		家屋費		
				選挙事務所費	0	
				集合会場費	0	
				通信費	0	
				交通費	5,800	
				印刷費	952,398	
				広告費	325,000	
				文具費	7,567	
その他の寄附	0件	0		食糧費	0	
その他の収入		500,000		休泊費	0	
今回計		500,000		雑費	7,808	
前回計		0		今回計	1,298,573	
総計		500,000		前回計	0	
支出のうち公費負担相当額				項目	金額	
				ポスターの作成	918,000 円	
報告書受理年月日				平成31年2月8日	第1回報告分	

候補者氏名	木村 年伸	所属党派	自由民主党	期間	平成31年1月3日 から 平成31年2月6日 まで	第1回分
出納責任者氏名	黒水 尚子					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	0 円	人件費	751,750 円	
				家屋費		
				選挙事務所費	0	
				集会会場費	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	540,000	
				広告費	467,200	
				文具費	0	
その他の寄附	0件	0		食糧費	0	
				休泊費	0	
その他の収入		3,000,000		雑費	7,470	
今回計		3,000,000		今回計	1,766,420	
前回計		0		前回計	0	
総計		3,000,000		総計	1,766,420	
支出のうち公費負担相当額	項目		金額			
	ポスターの作成		540,000 円			
報告書受理年月日	平成31年2月8日		第1回報告分			

候補者氏名	中原 晴子	所属党派	無所属	期間	平成30年12月25日 から 平成31年2月4日 まで	第1回分
出納責任者氏名	熊谷 朱江子					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	1,000,000 円	人件費	666,000 円	
国民民主党福岡県総支部連合会		750,000		家屋費		
国民民主党福岡県総支部連合会		500,000		選挙事務所費	196,340	
国民民主党福岡県総支部連合会		0		集会会場費	0	
				通信費	410	
				交通費	24,013	
				印刷費	671,960	
				広告費	2,279,262	
				文具費	465	
その他の寄附	0件	0		食糧費	37,470	
				休泊費	0	
その他の収入		1,200,000		雑費	17,817	
今回計		3,450,000		今回計	3,893,737	
前回計		0		前回計	0	
総計		3,450,000		総計	3,893,737	
支出のうち公費負担相当額	項目		金額			
	ポスターの作成		671,960 円			
報告書受理年月日	平成31年2月7日		第1回報告分			

北九州市選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成31年3月26日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数
1万6,000人
- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
19万9,994人
- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数
門司区 2万8,167人
小倉北区 5万788人
小倉南区 5万8,633人
若松区 2万3,100人
八幡東区 1万9,048人
八幡西区 7万512人
戸畑区 1万6,409人
- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
13万3,327人

北九州市住宅供給公社公告第1号

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条及び北九州市営住宅条例（平成9年北九州市条例第34号）第68条の規定により、北九州市営住宅の一部を北九州市に代わって管理することとなったので公告します。

平成31年3月26日

北九州市住宅供給公社

理事長 上田 紀 昭

管理を代行する施設	管理を代行する期間
北九州市営住宅条例第2条第1号に規定する公営住宅及び同条第4号に規定する共同施設のうち、公営住宅に係るもの	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで